〃	三億七千八百九十万円	第三十回	三億七千八百九十万円	三億七千八百七十四万九千九十八円	百六十七億五千六百八十二万円
〃	三億七十五万円	第三十一回	三億七十五万円	三億六十三万二百二十二円	千七百万円
〃	三千九百二十八万円	第三十二回	三千九百二十六万四千三百七十四円	三千九百二十六万四千三百七十四円	五百万円
〃	四千七百二十四万円	第三十三回	四千七百二十二万千二百十四円	四千七百二十二万千二百十四円	三千二百万円
〃	七千八十八万円	第三十四回	七千八十五万千七百八十円	七千八十五万千七百八十円	千四百万円
〃	十億二千四百九十六万円	第三十五回	十億二千四百五十七万六百四十三円	十億二千百五十七万六百四十三円	千万円
〃	十一億二千七百九十七万円	第三十六回	十一億二千四百六十四万四千四百七十七円	十一億二千四百六十四万四千四百七十七円	千五百万円
〃	二十四億七千二百八十三万円	第三十七回	二十四億六千四百六十五万二千七百四十九円	二十四億六千四百六十五万二千七百四十九円	二千万円
〃	十一億二千九百七十三万円	第三十八回	十一億二千六百三十九万九千三百十五円	十一億二千六百三十九万九千三百十五円	十八億七千十七万円
〃	二十一億八千六百八十五万円	第三十九回	二十一億七千九百六十一万八千四百六円	二十一億七千九百六十一万八千四百六円	二億八百六十四万千八百四十三円
〃	十四億八千三百十三万円	第四十回	十四億七千八百七十五万七千三百七十八円	十四億七千八百七十五万七千三百七十八円	千九百九十八万九千三百六十九円
〃	十七億二千三百九万円	第四十一回	十七億千七百三十九万二千円	十七億千七百三十九万二千円	千四百九十八万三千五百六十七円
〃	十五億八千四百三十四万円	第四十二回	十五億七千九百六十六万九千三円	十五億七千九百六十六万九千三円	九百九十八万七千九百二十五円
〃	十六億九千四百九十五万円	第四十三回	十六億八千九百三十四万五千七十一円	十六億八千九百三十四万五千七十一円	三千百九十四万七千百八円
〃	百四億八千四百六十五万円	第四十四回	百四億五千三百七十三万七千八百三十六円	七十九億四千百五十万千八十二円	四百九十九万千六百六十円
〃	七十九億六千七百八十五万円	第四十五回	七十九億六千七百八十五万円	二十八億六千七百六万三千三百七十五円	三千百九十八万八百十一円
〃	二十八億七千六百七十三万円	第四十六回	二十八億七千六百七十三万円	四十八億八千七百九十三万三千九百六円	千六百九十五万三千八百八十六円
〃	四十九億二百二十八万円	第四十七回	四十九億二百二十八万円	百十五億七千九百八十七万七千七百五十二円	百六十七億五千六百七万九千五百十五円
〃	百十六億千四百十二万円	第四十八回	百十六億千四百十二万円		

官庁報告

財政

総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第九条第三項の規定に基づき、地方財政審議会から、次のとおり経済再生と財政健全化の両立に向けた地方税財政改革についての意見の提出があったので、公表する。

平成二十七年六月二十九日

経済再生と財政健全化の両立に向けた地方税財政改革についての意見

総務大臣　山本　早苗

平成27年6月9日

地方財政審議会

当審議会は、経済再生と財政健全化の両立に向けた地方税財政改革について検討した結果、次のとおり結論を得たので、総務省設置法第9条第3項の規定により意見を申し述べる。

はじめに　～住民の幸せと安心、チャレンジに向けて～